学校給食用食材納入登録業者・工場登録基準

1　納入登録業者

（1）学校給食の主旨をよく理解し、学校給食の運営に積極的に協力するものであること。

（2）申請時点において、原則引き続き２年以上の食品、食材（学校給食用食材に限らない）の販売実績があること。

（3）食材の交換、数量不足等の緊急対応について、連絡を受けた後、1 時間以内に完了できる地域に営業所又は店舗等があること。

（4）食材の交換、数量不足等、不測の事態に対応できる人員及び車両が確保されていること。

（5）原則として食材の保管に必要な施設があり、また、配送においては必要な人員を保有し取り扱いが良好で衛生的であること。

（6）食材を所定の期日に所定の場所へ確実に納品できること。

（7）野菜、果物については原則、大阪市中央卸売市場及び大阪府中央卸売市場における仲卸業者、又は、大阪市内に開設許可証を有して営業している地方卸売市場であること。

（8）「学校給食用食材購入基本契約書」第 30 条に基づく営業所、工場等の立ち入り調査に同意していること。

（9）大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止及び大阪市契約関係暴力団措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

2　納入登録業者が申請する工場

（1） 申請時点において、原則引き続き２年以上の食品、食材（学校給食用食材に限らない）の製造実績があること。

（2）食品衛生監視票の評点が 80 点以上であること。ただし、営業許可証を要しない業種については監視証明書をもって代えることができる。

（3）食品又は食材の衛生に関する充実した管理記録の帳票を備えていること。

（4）工場実地調査に対応できること。

（5）工場実地調査において施設、設備及び安全、衛生管理の状態が適切と判断されていること、又は、調査結果に基づく指示事項に対して改善措置を実施する意志があること。

（6）工場立ち入り調査に同意していること。

（7）大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止及び大阪市契約関係暴力団措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。